

# 令和7・8年度（2025・2026年度）高森町入札参加者資格審査申請要領

## 〈 測量・建設コンサルタント等 〉

### 1 申請の対象者

令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）において高森町が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加しようとする者。

### 2 申請の受付

#### (1) 申請方法

① 電子申請 ② 郵送申請 ③ 持参

#### (2) 受付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月31日（月）まで

#### (3) 提出先（郵送申請の場合）

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

高森町役場 総務課 総務係

※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書き記入してください。

### 3 申請に係る審査対象期間

令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に決算日が属する事業年度

※ただし、新規設立法人で、令和6年（2024年）10月1日から申請時までに第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。

### 4 受付業種

(1) 測量業務（※1）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（※2）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務（※3）

(6) 白あり駆除関係業務

（※1）～（※3）までの業務の詳細な分類については、後述の受付業種の項目内容を参照すること。

### 5 提出書類

	提出書類	備考
(1)	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 〈測量・建設コンサルタント等〉	様式1
(2)	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書別表	様式2
(3)	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式3-1
(4)	営業所一覧表	様式3-2
(5)	測量等実績調書	様式4

(6)	技術者経歴書	様式5
(7)	使用印鑑届	
(8)	委任状 ※委任先がある場合	
(9)	登録証明書等の写し ※登録証明書等がある場合 (ア)測量業務の申請者 測量法第 55 条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し (イ)建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法第 23 条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し (ウ)その他の業務の申請者 以下の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ◆建設コンサルタント登録規程 ◆地質調査業者登録規程 ◆不動産の鑑定評価に関する法律第 24 条の規定	
(10)	・法人の場合は、商業登記の履歴事項全部証明書の写し ・個人事業主の場合は、市町村発行の身分(身元)証明書の写し ※ 証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。	
(11)	国税の納税証明書（写し可） 【法人】法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書 【個人事業主】申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
(12)	縣市町村税について未納がないことの証明書（写し可） ※熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている場合 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
(13)	応札方法調書	

※いずれの書類も提出部数は1部

## 6 資格審査

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び高森町工事入札参加者資格審査格付要綱（平成14年高森町訓令第8号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 国税及び市町村税に未納税額がある者の申請は、受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。

## 7 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

## 8 問い合わせ先

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2 1 6 8 番地

高森町役場 総務課 総務係

電話 0 9 6 7 - 6 2 - 1 1 1 1

### 【受付業種の項目内容】

#### ※ 1 測量業務

- (1) 測量一般：測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
- (2) 地図の調整：測量の成果を用いて地図の作成
- (3) 航空測量：航空機等を使用して空中から行う測量

#### ※ 2 建築関係建設コンサルタント業務

- (1) 建築一般：建築工事全般に関する調査・企画・立案・設計及び監理
- (2) 意匠：建築物の意匠に関する調査・企画・立案・設計
- (3) 構造：建築物の構造に関する調査・企画・立案・設計
- (4) 暖冷房：建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査・企画・立案・設計及び監理
- (5) 衛生：建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査・企画・立案・設計及び監理
- (6) 電気：建築工事に係る電気設備に関する調査・企画・立案・設計及び監理
- (7) 建築積算：建築工事に係る積算
- (8) 機械設備積算：建築工事に係る機械設備に関する積算
- (9) 電気設備積算：建築工事に係る電気設備に関する積算
- (10) 調査：上記以外の建築工事に関する調査
- (11) 耐震診断：建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査・企画・立案・設計及び監理
- (12) 地区計画及び地域計画：住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査・企画・立案・設計及び監理

#### ※ 3 補償関係コンサルタント業務

- (1) 物件・権利調査：土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物・一般工作物・立木等に関する調査及び補償金算定業務等
- (2) 事業関連調査：事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査・生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事業認定申請図書等の作成業務等
- (3) 登記手続等：登記手続に関する業務等